



## UR 賃貸住宅における福岡県の民間賃貸住宅借上げ制度の適用について

平成 29 年 7 月 5 日からの大雨により被災された皆様に心からお見舞い申し上げます。

UR 都市機構では、福岡県の民間賃貸住宅借上げ制度に基づき、平成 29 年 7 月 5 日からの九州北部地方大雨で住宅に甚大な被害を受けられた方（朝倉市・田川郡添田町・朝倉郡東峰村に居住する世帯）を対象に、みなし応急仮設住宅としてお住まいいただける UR 賃貸住宅の提供を行います。

お申込み手続き等の詳細は別紙のとおり、専用窓口にてご案内させていただきます。

お問い合わせは下記へお願いします。

独立行政法人都市再生機構九州支社

住宅経営部 管理企画課

（電話）092-722-1024

総務部 総務課

（電話）092-722-1004

《民間賃貸住宅借上げ制度（みなし応急仮設住宅）について》

大雨により住宅が全壊等の被害を受け、自らの資力では住宅が確保できない被災者に対し、福岡県が住宅を借り上げて提供する制度です。

【お問い合わせ先】

福岡県被災者住宅支援窓口（福岡県庁県営住宅課） 電話：092-643-3870

《募集概要》

○ 提供する住宅

福岡県内のUR賃貸住宅

（福岡市、北九州市、春日市、大野城市、古賀市、宗像市、水巻町）

※お申込み時点で入居者を募集中の住宅が対象

※一部、対象外となる住宅もございますので、詳しくはUR営業センターまでお問い合わせください。

○ 対象者

大雨によって、住宅が全壊等の被害を受け、現に居住が困難となった方（注）

（注）お申込み時に、罹災証明書、住民票、本人確認ができる書類（運転免許書など）、印鑑が必要となります。

※詳しくは、福岡県被災者住宅支援窓口（福岡県庁県営住宅課）へご確認ください。

○ 提供方法

民間賃貸住宅借上げ制度（みなし応急仮設住宅）を適用

○ 契約形態

福岡県・UR・入居者の3者で、定期借家契約を締結

○ 契約期間

入居時より最長2年間

○ 費用負担

県負担：家賃、退去者修繕負担金（家賃2ヶ月分以下）、損害保険料（1万円以下／年）

入居者負担：共益費、駐車場利用料、光熱水費等

○ 家賃の条件

4人世帯まで : 月額家賃7万円以下

5人以上世帯（乳幼児を除く） : 月額家賃9万円以下

※上記家賃を超える部分を入居者が負担して契約することはできません。

○ 申込受付場所

UR福岡営業センター、UR北九州営業センター

※地図等は別添参照

※UR博多駅前店及び現地案内所等での申込受付は出来ません。

○ 申込受付場所

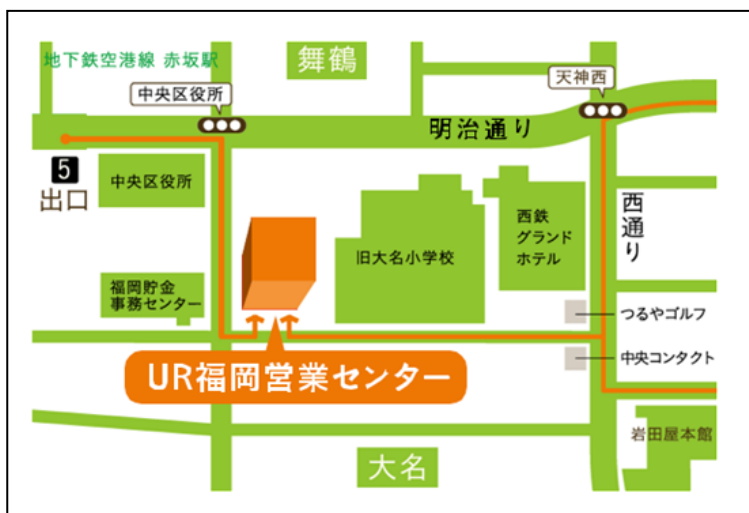
【UR福岡営業センター】

住 所 : 福岡市中央区大名 2 丁目 6-20

電 話 : 0120-555-795

営業時間 : 9 : 30 ~ 18 : 00 (5 月 ~ 12 月)、9 : 30 ~ 18 : 30 (1 月 ~ 4 月)

定 休 日 : なし (年末年始・5/3 ~ 5/5 を除く)



【UR北九州営業センター】

住 所 : 北九州市小倉北区京町 3 番 1-1 (COLET/I' m 9 F)

電 話 : 0120-666-891

営業時間 : 10 : 00 ~ 18 : 30

定 休 日 : なし (年末年始・5/3 ~ 5/5 を除く)

